

議事日程(第5号)

令和8年3月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第4号 令和7年度うきは市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第18号 うきは市過疎地域持続的発展計画(浮羽地域)の変更について
- 日程第4 議案第24号 コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第25号 鏡田屋敷土蔵の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第26号 うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第31号 うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第19号 第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定について
- 日程第9 議案第20号 第3次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について
- 日程第10 議案第21号 うきは市浮羽町域学校再編基本構想の策定について
- 日程第11 議案第27号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 令和8年度うきは市一般会計予算
- 日程第13 議案第9号 令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第17 議案第13号 令和8年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第18 追加議案上程(発議第1号から発議第2号まで 2件)
- 日程第19 発議第1号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 諸報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 令和7年度うきは市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第15号 辺地に係る総合整備計画の変更について

- 日程第3 議案第18号 うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）の変更について
日程第4 議案第24号 コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第5 議案第25号 鏡田屋敷土蔵の指定管理者の指定について
日程第6 議案第26号 うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
日程第7 議案第31号 うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第19号 第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定について
日程第9 議案第20号 第3次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について
日程第10 議案第21号 うきは市浮羽町域学校再編基本構想の策定について
日程第11 議案第27号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第8号 令和8年度うきは市一般会計予算
日程第13 議案第9号 令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
日程第14 議案第10号 令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第15 議案第11号 令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算
日程第16 議案第12号 令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算
日程第17 議案第13号 令和8年度うきは市下水道事業会計予算
日程第18 追加議案上程（発議第1号から発議第2号まで 2件）
日程第19 発議第1号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 諸報告

出席議員（13名）

2番 高木 亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君 記録係長 上村 貴志君
記録係 中畷二佐予君

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	福祉事務所長	宮崎 公子君
副市長	吉村 祥一君	建設課長	雨郡 智也君
教育長	樋口 則之君	都市整備課長	辻 宏和君
市長公室長	石井 太君	水環境課長	瀧内 宏治君
総務課長	浦 聖子君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
監査委員事務局長	木下 英樹君		
会計管理者	佐藤史津子君	学校教育課長	江藤 良隆君
市民協働推進課長	高山 靖生君	生涯学習課長	佐藤 重信君
財政課長	高瀬 将嗣君	自動車学校長	松竹 信彦君
企画政策課長	手島 直樹君		
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君		

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

いよいよ最終日となります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

日程第1. 議案第4号

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案第4号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました、議案第4号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第8号）について、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されておりましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

審査には、所管課の課長、係長に出席を求め、説明を求めました。

歳出予算及び歳入となる財源を含め、審査を行っております。

今回の補正予算（第8号）は、年度末に当たることから、所管全体に係る補正予算額は、令和7年度の執行実績を基にした減額補正と、執行中の事業については繰越明許として示されたものが多く含まれています。

委員会は、当初予算の執行状況と減額状況を確認し、繰越明許に係る部分については、その明細を資料の提供をいただきながら確認をしました。

補正に関する款項目の主なものについて報告いたします。

まず、補正予算について、2款1項8目企画費700万円の減額は、実績を踏まえ、減額としているものです。

委員からは、家主への支援としている空き家バンク活用促進事業費補助金については、自治協もあつせんする仕組みもあることから、実績の確認がありました。執行部からは、今年度は実績がなく、周知に課題があるとの認識でした。また、移住支援事業費補助金は、予算額200万円に対し、全額減額することから、執行額がゼロになります。執行部からは、現在、東京圏限定としていますが、令和8年度から三大都市圏と農林業を含む人材確保困難職種は県外も対象とするよう見直すとの説明がありました。

次に、2款1項9目の地域活動活性化推進費450万1,000円の減額は、農林振興課で地域おこし協力隊員、森林資源活用プランナー1名を募集したが、応募がなく、減額するものです。

質疑では、令和8年度は募集は行わない理由について確認する質疑がありました。執行部からは、地域おこし協力隊員が林業・木材産業の事業体に就職することにつなげたい思いはあるが、募集に際して、3年間のミッションをどう組み立てるか、市内の製材所や森林組合に直接呼び込みができないかなど、林業に携われるよう考えていきたいとの説明がありました。

2款1項13目新エネルギー対策費、当初予算が6億7,334万円を3億5,101万8,000円減額するものであります。

14節工事請負費の総合福祉センターZEB化工事の監理費で739万1,000円、工事費で2,522万6,000円、18節負担金、補助及び交付金で脱炭素先行地域づくり事業費補

助金3億1,792万5,000円を減額しています。

18節の補助金の減額は、一部太陽光パネルや蓄電池設置について見直しが必要となり、不用額として減額するとの説明でありました。

また、姫治地区一般家庭の脱炭素の取組は、今年度40件実施し、太陽光1件、蓄電池3件、LED化1件、エアコン25件ほかと、引き続き申込みを受け付けているとの説明でありました。

なお、繰越明許は1億9,835万円で、太陽光パネル6か所、蓄電池3か所などが繰り越されると説明がありました。

次に、6款1項5目農地整備計画費827万3,000円の増額です。

本会議での質疑もありましたが、委員から再度の説明が求められました。

多面的機能支払交付金の資源向上活動に対し、長寿命化活動に対する加算が交付されるものがあります。

農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新を支援するとの説明で、38組織中、九つの組織が長寿命化に手を挙げており、5年計画で修繕に取り組んでいる。次年度以降も追加があるかは確定していないとの説明でありました。

また、7目の農地費で、ため池の耐震性点検・耐震化対策整備計画策定委託料1,400万円の増額について、内容の説明を求める質疑がありました。山北地域の池で、決壊の場合JRの線路まで影響することから、検査をするよう指定され実施するもので、全額令和8年度に繰越しを行うとの説明でありました。

8款2項4目橋りょう維持費2,200万円増額は、橋梁点検で判定Ⅲ、早期措置段階となっている橋梁について、橋台の下が洗掘しているため改修するものであります。

委員からは、工期についての確認の質問がありました。農繁期は水があるので工事ができないため、11月頃を予定している。全額、令和8年度に繰り越して実施するとの説明でありました。

8款4項4目の住宅借上料600万円の減額は、西隈上団地建て替えに伴う借上料であります。対象が39件で、31件は団地が建った際に戻る予定との説明でありました。

以上、令和7年度補正予算（第8号）について、慎重審査を行い、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） ただいま議題となりました、議案第4号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第8号）につきましては、当委員会に一部を付託されていまして、3月6日に委員会を開催し審査を行いました。

審査の主立った点及び結果について御報告いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍振り仮名通知の実績について質問がありました。通知は8月に発送し、大半はそのまま受理、小文字や濁点の違いなどが若干出てきただけで、5月26日をもって終了と考えているとの回答でした。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の一般備品購入費は、移動式授乳室の購入分です。台数、形状などの質問がありました。

台数は1台、形状はキャスター付きの木製の箱型、災害発生の際などに動かす場合は、大きなトラックなどでそのまま移動させ、通常は西別館に設置する予定である。移動は大がかりになるが、大災害や長期にわたる避難所滞在などの状況においては、活用できるものと考えているとの回答でした。

3目子ども医療対策費2,670万3,000円の減額について、高校生世代までの無償化に伴う実績で、令和6年度との比較などについて質問がありました。

無償化して、一月当たり約300万円増額している。令和6年度の決算額が約8,500万円、令和7年度当初予算は約6,000万円増を見越して約1億4,500万円を計上していたが、実績ベースから確実に減額できるものを今回減額しているとの回答でした。

3項生活保護等対策費は、本市の実態について質問がありました。

令和8年1月時点での生活保護世帯が307世帯、381人。令和7年4月時点の312世帯、393人からすると減少傾向にある。割合としては、単身の御高齢者が多い状況にあるとの回答でした。

4款衛生費、1項保健衛生費は、妊婦一般健診委託料について、実際何人の方が受けたのかという質問がありました。

当初175人の14回分で予算計上していたが、12月補正で15人分を減額。そして今回20人分を減額し140人分の見込額へ減額している。妊娠届の実績としては、令和8年2月末時点で、妊娠届が107名、転入者が9名、合わせて116名、支払い件数については、妊娠期間中お一人につき14回分の補助券を交付するが、使用回数や支払金額がそれぞれ異なるため、現状としては、今年度116名の妊娠届があるということしか説明できないとの回答でした。

10款教育費、2項小学校費は、2目教育振興費のタブレットパソコンについて質問がありました。

5年間、子供たちが使用して壊れた台数、予備台数、また補償についての質問です。実績としては、小中学校において40台ほどキーボードが故障し修繕をしている。児童数1,350人に対し、予備機は202台、補償については、落とした、ぬれたなど、児童の過失によらない故障は予備機で対応し、投げたなど、故意による故障は個人弁償としている。タブレット用保険もあるため、そちらを紹介するとの回答でした。

また、タブレットの持ち帰り、通信環境の整備についても質問がありました。

原則、持ち帰りは認めていないが、令和8年度からは認めるように動いていきたい。家庭に通信環境がない場合、整備について現状決定はしていないが、補助ではなく、市が購入したWi-Fiを貸し出す形が望ましいのではないかと考えている。基本は自宅のWi-Fiで行うとの回答でした。

4項社会教育費は、2目文化財保護費について質問がありました。

印刷製本費の内容ですが、遺跡の発掘調査報告書であるとの回答でした。

以上、慎重審査の結果、全会一致で可決することと決しましたので、ここに御報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第4号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第15号

日程第3. 議案第18号

日程第4. 議案第24号

日程第5. 議案第25号

日程第6. 議案第26号

日程第7. 議案第31号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、議案第15号辺地に係る総合整備計画の変更についてから日程第7、議案第31号うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業常任委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは報告いたします。議題となりました、議案第15号、議案第18号、議案第24号から議案第26号、議案第31号につきましては、当委員会に審査を付託されましたので、審査の経過と結果について、要点のみですが報告いたします。

議案第15号、辺地に係る総合整備計画の変更については、令和6年から10年までの計画に、新たに整備を必要とする施設について追加するものであります。妹川辺地で橋梁補修工事1件、新川辺地で簡易給水施設の修繕、市道の交通安全整備工事の2件です。小塩辺地ではコミュニティセンター調理室改修1件の合計4件を計画に追加するものであります。

委員からは、追加する計画事項に関する質疑はありませんでしたが、工事進行に関する質疑がありました。また、過疎化が進行する中で、補修のために設計を行い、かなりの額になることが分かった事例があり、費用対効果の考えについての説明を求める意見がありました。

執行部からは、費用対効果がないと工事や補修をしないと一概には言えない。そこしかない場合は実施するが、迂回路や集約ができるかは地元と協議してまとめていき、市の負担を減らしていくことは必要と考えているとの説明がありました。

次に、議案第18号うきは市過疎地域持続的発展計画の変更については、令和8年度から12年度までの5年間の計画を更新するものであります。更新に当たり、うきは市及び浮羽地域の人口などの数値の修正及び第三期うきは市総合戦略に基づき、持続的発展の基本方針に反映させております。

委員からは、ごみ処理事業については現状認識で書かれているが、上水道については市長の施政方針が発表される以前の記載となっている。途中で変更できるのかとの質疑がありました。執行部からは適宜変更が可能であり、市長施政方針を受けて、引き続き県と協議しながら合わせていくとの説明でありました。

次に、議案第24号コミュニティセンターの指定管理者の指定については、11か所のコミュニティ施設の管理について、現在の各自治協議会に継続して管理を指定するものであります。

委員からは、指定管理期間を前回5年としていたものを、なぜ3年とするのかとの質疑がありました。執行部からは、地域に密着するところで支出にかかる負担が大きいと、物価高騰が続く中で、支出変動リスクを考慮して、3年で計画したとの説明でありました。

議案第25号鏡田屋敷土蔵の指定管理者の指定については、うきは市の指定文化財である鏡田屋敷は地域活性化策として、文化財を活用したイベントやテレワーク、宿泊が可能な施設として、現在、株式会社 t s u m u g i を指定管理者として運営しております。

その敷地内の土蔵について、新たに指定管理を行うもので、株式会社リタを指定管理者とするものであります。株式会社リタについての質疑がありましたが、リタは t s u m u g i と同一グループであり、グループ内の整理で事業承継を行っているものとの説明でありました。

委員からは、主屋の耐震診断と指定管理について質疑がありました。執行部からは、土蔵は5年間指定管理とし、主屋は耐震診断と、必要なら改修工事を行い、一般公開する施設として委託をするよう現時点では考えているとの説明がありました。

議案第26号うきは市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新たに「公益上の特別な事由があると認める場合は、利用料を免除とする」規定を新設するものです。事例の説明では、選挙時の期日前投票所への乗降を想定しているとの説明がありました。

委員からは、「のるーとうきは」は山間部運行がないのではないかと質疑がありました。執行部からは、山間部のデマンド型タクシーについて、今回、条例の対象ではないが、無料でできるよう考えているとの説明がありました。

議案第31号うきは市産業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、これまで公社が分譲した土地のみを対象としていたが、さらなる民間開発を促すため交付要件の見直しを行うものであります。

委員からは、市の交付金の負担について質疑がありました。固定資産税3年分としているため、実質的な市の手出しは減ると思われるとの説明でありました。交付要件についての質疑については、資本金1億円以上、雇用は10人以上、立地協定及び環境保全に関する協定を締結することが条件としている。また、協定の意図は法令遵守をする企業にしか出さないという条件となっているとの説明がありました。

以上の質疑を行い、いずれの議案についても全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。

質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第15号についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第19号

日程第9. 議案第20号

日程第10. 議案第21号

日程第11. 議案第27号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第19号第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定についてから日程第11、議案第27号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） ただいま議題となりました、議案第19号、20号、21号、27号については、当委員会に付託されておりましたので、審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は3月6日に委員会を開催し、各議案に対して審査を行いました。

以下、審査の主立った点について、御報告申し上げます。

まず、議案第19号は、第3次うきは市男女共同参画基本計画の策定についてです。

うきは市の現状が、近隣自治体と比較してどのぐらいの位置づけであり、理解は深まっているのかという質問に対し、審議会・委員会などにおける女性委員の登用率は、市町村の中で10位前後であり、女性の参画が進んでいると認識している。初めは30位前後であったが、徐々に順位が上がっているため、この流れをもっと推進させていくとの説明がありました。

次に、議案第20号は、第3次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定についてです。

子供の意見を集約する取組は行っているのかという質問に対しては、子供へのアンケート収集等については、今後、こどもみらい課が、こども基本計画で行う。人権・同和対策室としても実施計画などで随時把握していきたいと考えているとの説明がありました。

また、ヤングケアラーを取り上げた研修会などについての考えはという質問に対しては、基本計画に挙げている施策については、今後、実施計画の中で取組などを計画していく予定であり、各係と連携しながら実施していきたいとの説明がありました。

議案第21号は、うきは市浮羽町域学校再編基本構想の策定についてです。今後の浮羽町域の在り方という観点から非常に重要な議案となりますので、こちらの質疑内容については、詳細に御報告いたします。

義務教育学校は小中一貫校とは全然違う。小・中学校のあり方検討委員会は答申が出たため解散になると思うが、ソフト面の進め方については新たに組織化し検討していくのかという問いに対し、新たに小中学校再編推進委員会の立ち上げを考えている。施設担当部会、教育課程を考える部会、コミュニティ・スクールを含む通学・学校運営を考える部会と、3つの部会を設け、その中で検討していく。構想とは別に、基本計画を策定中であるという回答でした。

まず、体制をつくってから行うのか。ある程度、外見的な構想は煮詰められているのかという問いに対し、まだイメージのみ。たたき台は事務局でつくることになると思うが、各部会で詰めていくことになる。建物も、先生や保護者の意見を反映させたものになっていくため、部会の中で様々な話をしていくことになる。教職員、保護者、地域の方々の意見を反映し、よりよい学校をつくっていくという回答でした。

小中学校再編推進委員会の各委員は、小中学校のあり方検討委員会とは別に新たに公募などを行うのか。また、小中学校のあり方検討委員会は浮羽町域の全自治協から会長が出られていて、保護者の意見が反映しづらい人数バランスになっていたが、新たな委員会はどうなのかという問いに対し、公募かどうかは未定だが、新たな立ち上げを考えている。設置要綱が必要だ。バランスについては十分検討していきたい。地域の声もちろんではあるが、保護者や教職員の意見が大事なため、たくさん入れたいと思っているとの回答でした。

構想を練るときに、通学路について使用した資料はあるかという問いに対し、構想では、真ん中付近にある浮羽中学校が場所的には望ましいという段階である。実際にどのように通学するかは、今後の検討であるという回答でした。

進捗について、自治会には随時話していると思うが、区長への周知はどうかという問いに対し、各校区で数度開催した説明会について区長宛てに案内文書を出してはいるが、なかなか難しい。周知には努めていきたい。学校再編ニュースのようなものを年に2回から3回発行していきたいという回答でした。

小中一貫にして、今の中学校分で面積は足りるのかという問いに対し、同規模の施設一体型の学校施設と比較すると、敷地面積と児童生徒数を鑑みて、理論上は充足する。ただし、土地の形がいびつなため、今後、検討していく。部会の中で駐車場は広くしたほうがいいとの意見があった。また、部活動の地域展開の進行と併せて、今後、検討したいと考えているとの回答でした。

義務教育学校になった際に、教職員の人数について試算はしたのかという問いに対し、現在、学級数に応じて定員が決まっている。中学校分は義務教育学校になっても学級数は変わらない。小学校分は再編によって義務教育学校となると、数年間は特別加配がつくため、実際に接続する際の調整を行っていくとの回答でした。

新たに学校を建て直す際、義務教育学校のほうが国からの補助率が高いのか。西隈上団地はPFI方式であったが、文科省の事業はPFI方式導入の有無で補助率の変動などがあるのかという問いに対し、通常の学校建て替えと義務教育学校では、義務教育学校のほうが補助がつく。2分の1補助と銘打ってはいるものの、補助の対象になるところ、ならないところが出てくるため、結果3分の1ぐらいになる部分もある。通常の補助スキームでいくと、小学校・中学校を分けて建てると、中学校部分は保有面積であるためリフォームなどで行う、小学校部分は再編するため2分の1補助するといった認識のされ方になるため、義務教育学校に一体化したほうが補助制度を活用しやすい。

PFI方式、通常発注、デザイン・ビルド方式と3パターン程度検討しているが、それによって補助額が変わるとは今のところ聞いていない。ただし、進め方としてPFI方式を行うのであれば、可能性調査などを事前に行うことがあるため時間がかかる。検討し、令和8年度中には予算取りをしたいと考えているとの回答でした。

なお、予算規模についての質問もありましたが、こちらは2月19日の全員協議会でヒアリングをしている金額が、現在のところ示すことのできる金額という報告でした。そちらで御確認をお願いいたします。

議案第27号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。今回の改正に伴う周知はどのようにするのかという質問に対しては、市民向けに課税制度の要点を

まとめたものを準備し、ホームページなどで掲載する予定であるという回答でした。

慎重審査の結果、いずれも全会一致で可決することに決しましたので、ここに御報告いたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑はございませんか。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 委員会質疑に対して質問させていただきます。

議案第27号、一番最後に報告いただいた分です。3点あります。委員会に対して執行部から、この改正の前提となる子ども・子育て支援制度について、資料を含めて提示された説明があったのか、確認をさせていただきます。

2点目は、うきは市国民健康保険事業の運営に関する協議会、いわゆる運営協議会の答申が出ておりますけれども、その内容について、経過と報告について説明があったか、確認いたします。

3点目は、その内容について質疑があった項目があれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議案第27号に対し、3点御質問をいただきました。

資料を提示して説明があったのか、答申に対する質疑があったのか。それともろもろですね、今の内容に加えて質疑があったのかということだと思います。

資料提示をいただいての説明、質疑等はありません。それと答申に対しても説明、質疑などは行っておりません。そのほかについてもございません。

一応そのときの、その質疑内容ですけれども、今回の改正に伴う子ども・子育て支援金の見やすい一覧について、条例上は、どうしても分けて定める必要がある。市民向けの課税資料については、要点をまとめたものを別途準備する予定。ホームページについては、議決後、同じようにですね、分かりやすく掲載する予定。それと、このホームページについても、5月の広報に合わせ議決後すぐに掲載する予定、こういった市民の皆様に対する広報周知については質疑のほうがあったんですけれども、それ以外については、特に、特段質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、ただいまの件につきまして討論を行いたいと思います。

これより議案第19号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論ございますか。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 討論を行います。議案第27号うきは市国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

改めて本件、税条例の改正というのは、新たな子ども・子育て支援制度に伴う国への納付を行うため、うきは市国民健康保険加入の被保険者に子ども・子育て支援分として税項目を新設し、国保税の税の仕組みの中で税率と金額を保険者であるうきは市が定め、令和8年度から課すもの

であります。

この税は、令和8年から納付金として、福岡県を通じて国に納付されますが、令和9年、令和10年と引き上げていく計画になっています。

子供を産み育てることは、女性の生き方や尊厳に関わることで、特に社会的な合意形成と支援の必要性は大きな政治課題だと認識しております。また、出産後の子供を産む社会的な制度や施設や設備など、従事する方々への支援についても、重要な課題があると考えており、子ども・子育て支援制度全体について充実を求めるものであります。

その前提に立ち、本会議質疑の際にも申し上げましたけれども、例えば森林環境税のような分かりやすい制度で、負担を求めるにしても一律賦課、また、報酬に比例するなど、制度設計に疑問が残ります。そもそも国の方針として本気で推進強化するならば、国庫負担として実施すべきものだと考えております。

以上を前提にしながら、反対理由を述べさせていただきます。

第一に、国民健康保険税の目的である社会保障及び国民健康保険の向上に寄与する医療保険制度とは異なり、なじまない制度であるということがあります。

第二に、国は賦課する納付金額を医療保険制度で徴収すると示しながら、各自治体に徴収方法の具体化を押しつけたものであります。新たに賦課される子ども・子育て支援分は、医療保険の医療水準を基にした税額算定で、うきは市の税率は令和8年度、福岡県が示す標準保険料率応能割分13.73%を超える、今回は15.27%になります。県内でも高い水準である国保税の引上げになります。

第三に条例改正に当たり、うきは市国民健康保険事業の運営に関する協議会で審査され、答申が出されています。子ども・子育て支援納付金の税率については、福岡県が示した標準保険料とすることが適当であると答申されています。しかし、うきは市国保税全体の懸念事項として、標準保険料は均等割額、平等割額が高く、特に低所得層の被保険者において負担増となることが懸念されています。

そのように答申にも記載されているように、所得が少ない人ほど負担が大きい逆進性になります。子ども・子育て支援分の均等割、平等割が所得水準により軽減対象となりますけれども、負担が増えることには変わりはありません。

以上の点から、国保税の税額、税の見直し、それについて引下げを求めてきたものとしては、今回の改正案について反対を表明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、次に、賛成討論のある方は、7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ただいま9番議員のほうから反対討論がありました。予算特別委員会のほうでも同じような意見が出されましたので、私のほうとしては賛成討論を述べさせても

らったわけでありませけれども、確かに言わんとすることは十分理解はできます。しかし、この制度については、このうきは市単独での制度ではありませんで、国のほうで、こういった子ども・子育て支援という制度が設けられたものでありますし、それを受けて、各いろんなところで、その制度に対する対応を求めているものであるというふうに、私は理解しております。

特に、この国民健康保険税に関しましては、今、福岡県のほうで、確か令和10年度でしたかね、そちらのほうで一本化していくことを前提として、今いろいろな措置がなされてきておる、協議がなされてきておるというものであります。そういった中において、うきは市だけが、この制度、条例を改正しないということになってきますと、市が単独で、その分を負担していくのかという大きな問題が残るものであるというふうに、私は理解しております。そういった意味におきまして、確かにこの子ども・子育て支援により負担が増えるということは十分、納得ができないものでもありますけど、先ほどありましたように、執行部としては分かりやすい周知を行っていくというふうなことも報告がなされておりますので、そういった意味において、この条例改正に反対するということにはならないというふうに私は思います。

そういった意味で、今回の条例改正に関しては賛成ということを表明いたします。

○議長（江藤 芳光君） 次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、ほかに賛成討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで討論を終わらせていただきます。

それでは本案は、起立によって採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 着席ください。起立多数でございます。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第12、議案第8号令和8年度うきは市一般会計予算から日

程第17、議案第13号令和8年度うきは市下水道事業会計予算までは、予算特別委員会に付託をしておりました。審査の経過及び結果について、一括して予算特別委員長の報告を求めます。

13番、熊懷予算特別委員長。

○**予算特別委員長（熊懷 和明君）** ただいま議題となりました、議案第8号令和8年度うきは市一般会計予算、議案第9号令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第10号令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第11号令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算、議案第12号令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第13号令和8年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。

予算特別委員会では、3月10日、11日、12日、16日、17日の5日間にわたり、審査を行い、運営につきましては、岩淵副委員長と共に全力を尽くしてまいりました。

その結果、議案第8号令和8年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第9号令和8年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算は、賛成多数により原案どおり可決、議案第10号令和8年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第11号令和8年度うきは市立自動車学校特別会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第12号令和8年度うきは市簡易水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第13号令和8年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○**議長（江藤 芳光君）** 報告は終わりました。質疑は全議員による予算特別委員会で審査いたしましたので、省略をいたします。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、ただいま報告がありました議案につきましての採決に向かっていきます。

それでは、議案第8号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（江藤 芳光君）** 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（江藤 芳光君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

最後に、議案第13号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分再開とします。

休憩に入ります。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開をします。

日程第18. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、追加議案の上程を行います。発議第1号から発議第2号まで2件を上程をいたします。

日程第19. 発議第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第19、発議第1号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。岡村局長。

○事務局長（岡村 順子君） 発議第1号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年3月23日、うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、うきは市議会議員佐藤裕宣。

賛成者、うきは市議会議員野鶴修、同岩淵和明、同高木亜希子、同高松幸茂、同組坂公明。

うきは市議会基本条例の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「一般選挙を経た任期開始後」を「議員の任期開始2年を経た後」に、「検討」を「検証」に改める。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読は終わりました。提出者からの提案理由の説明を求めます。6番、

佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 発議第1号について御説明を申し上げます。

うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定については、本年度、議会運営委員会において、議会基本条例の目的の達成状況について検証を行いました。その検証結果を踏まえ、条例の目的達成について、さらに効果的な検証を行う観点から、議会運営委員会での検証時期を変更するため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正文のとおり、第26条第1項で定めている条例の目的達成の検証時期を「一般選挙を経た任期開始後」を「議員の任期開始2年を経た後」に、また「検討」を「検証」に改正するものです。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

それでは、お諮りをいたします。発議第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第20. 発議第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。岡村局長。

○事務局長（岡村 順子君） 発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年3月23日、うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、議会運営委員会委員長佐藤裕宣。うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号を次のように改める。新旧対照表にて御説明いたします。

第2条第2項（1）総務産業常任委員会に「デジタル推進室の所管に関する事項」を加え、企画政策課の所管に関する事項に「（厚生文教常任委員会に属する事項を除く。）」を追記。

農林振興課に、「（山村振興推進室）」を追記。

「うきはブランド推進課（山村振興推進室）」を「商工観光振興課」に改めています。

（2）次に、厚生文教常任委員会です。

「福祉事務所」を「福祉課」に改め、「こどもみらい課の所管に関する事項」、「企画政策課（公共経営戦略室）の所管に関する事項（総務産業常任委員会に属する事項を除く。）」を加えています。

改正文に戻って、附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読は終わりました。提出者からの提案理由の説明を求めます。6番、佐藤裕宣議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 発議第2号について御説明をいたします。発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、うきは市行政組織条例の一部が改正されたことによる組織の変更、併せて企画政策課所管事務は、高校生支援関係等厚生文教常任委員会に属する事項があるため、今回所要の改正を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤裕宣議会運営委員長、自席へお戻りください。

それではお諮りします。発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

日程第21. 諸報告

日程第21、諸報告を行います。

市外からの陳情は、タブレットに掲載のとおりとなっております。御覧いただきますようお願いをいたします。

以上で、全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により、その処理を議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任していただくことに決定をいたしました。

ここで、市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 議長のお許しをいただきましたので、令和8年第2回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

2月27日から本日までの25日間、開会いたしました第2回うきは市議会定例会におきまして、令和8年度当初予算案をはじめ条例その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には、本会議並びに各委員会を通じて連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして全議案、御議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、このほかにも御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して努めてまいりたいと思っております。また、施政方針でも述べさせていただきました七つの柱を基軸といたしまして、次年度もスピード感を持って市民の暮らしに沿った市政運営に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、令和8年度に、来月から入りますと、4月5日には消防団の入退団式、9日には小学校、

10日には中学校の入学式が行われることとなっております。議員の皆様におかれましては新年度、多忙な中とは存じますが、このような行事等の御参加等も含めまして、何とぞ御健勝で御活躍いただきますよう、よろしく願い申し上げます。また、併せまして今定例会が議員の皆様の今期の任期中の最後の定例議会であるというふう存じているところでございます。

私自身、皆様と4年前に同じ市議会議員選挙を戦わせていただき、議席をいただいて、そして、議員活動を行ってまいったところでございますので、その御一緒させていただいた13名の議員の皆様には、お一人お一人に大変お世話になりましたし、心に残る思いもいっぱいございます。特に江藤議長、熊懐副議長をはじめとする2期以上お務めの先輩方におかれましては、議員になってすぐの、右も左も分からない状況の中で、様々議会の運営について、また、本市の現状と課題について、様々な知見を教えてくださいましたし、一緒に活動することによって、様々な経験値を積ませていただいたところでございます。

また、任期途中ではありましたが前市長の勇退によりまして、市長選に立つというときには、力強くお支えをいただいた諸先輩方のお言葉、思いも、今もなお、忘れることはございません。そして、私と同じ任期で、初めての議場に籍を置いた3名の同期議員の皆様も本当に4年間、切磋琢磨をしながら、様々な形で、分からないことを相談し合いながら、本当に同期に恵まれてよかったと思った議員活動でございましたし、今は立場を変えて市長という職責を全うしながらも、そうした議会の皆様のような御提言や御尽力、その中で今、務めさせていただいていることに本当に本当に心から敬意と感謝の意をお伝えしたいというところで、この場をお借りをさせていただいております。

中には数名の先輩諸氏の皆様も今期をもって御勇退をされるようなお話も聞いております。これまでの間、本当に大変な職責を担っていただきまして、誠にありがとうございました。そして、どうかこれからも、そのお持ちの経験と知見を生かしていただいて、私どもの、この市政運営に陰ひなたから、ぜひ御尽力を賜りますよう、そして、何よりも御健康に留意をされて、このうきは市で、ますます御活躍を賜りますように御祈念を申し上げまして、少し長くなりましたが、私からの閉会の御挨拶、そして、この4年間の皆様への感謝の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

また、ここで3月末をもって退職をする管理職を紹介させていただきます。

税務課長の石恵二、建設課長の雨郡智也、都市整備課長の辻宏和、この3名が3月末をもって退職いたします。今まで議会の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、せっかくですんで、大石課長なり、それぞれ御挨拶を、あな

たが退職するから。大石課長。

○**税務課長（大石 恵二君）** 税務課長の大石です。このたび3月31日をもって退職させていただくことになりました。この間、皆様には大変お世話になりました。

議会の中でもそうですけども、税務課として原課でお話しするときも、皆様と色々な議論ができたこと、真剣にお話できたことは、私は充実しておりましたし、楽しかったと思っております。

4月からは、職を離れますけども、市民の1人ですので、何らかお会いするときには、これからもよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○**議長（江藤 芳光君）** 雨郡課長。

○**建設課長（雨郡 智也君）** 建設課長の雨郡でございます。出向2年間という期間でございましたが、非常に有意義な体験をさせていただきました。何ですかね、国交省のところに、また戻んですけど、戻り先が筑後川河川事務所の河川環境課というところで、すぐそばでございますので、また皆様にはいろいろお世話になるかと思っておりますけど、本当に2年間お世話になりました。ありがとうございました。

○**議長（江藤 芳光君）** 辻課長。

○**都市整備課長（辻 宏和君）** 都市整備課の辻でございます。このたび3月31日付で九州地方整備局のほうに戻ることに、辞職いたしまして、4月1日から戻ることになります。

私たちも今回のうきは市の出向で初めての議会、初めての経験でしたし、分からないことが多かったと思っておりますけども、皆さんから教えていただいたこと大変助かりました。

都市整備課は、また事業、大きな事業が浮羽西部の工業団地の造成事業と、あと都市計画関係の手續等、大きな事業残っております。なかなか前に進めることが、できるところは進めていきましたけども、まだまだ、これからどんどん進めていかなければならないと思っておりますので、また皆様の御提言と御指導のほうをいただければと思っております。

4月から長崎県の本明川ダム工事事務所というところに勤めてまいります。ダムを建設している最中の工事事務所になりますので、また、新たな場所で頑張っていきたいと思っております。

これまで本当、いろいろとありがとうございました。

○**議長（江藤 芳光君）** それでは、私も皆さんに、この4年間の締めくくりとして、一言御礼を申し上げたいと思っております。

今日が公式の場では、もう皆さんが一堂に会するというのは最後になろうというふうに思います。臨時会がない限りはですよ。

そういうことでございましたんで、4年間、執行部の皆さんも含めて、議長を支えていただいたこと、私のみならず、副議長、そして、議員13名の皆様、大きなことは、先ほど市長から御

挨拶のあったとおりであります。本来ならば、1番の席に座っておったんですけども、位置がど
んと変わりました、うきはの市長として御活躍をいただいておりますところでもございます。

いずれにしても、この議会も真剣度を増しながら、一つのありようというものを模索しながら、
今回の議会も非常に、お互いに真摯に向き合うような議会になったというふうに思っております。
いずれにしても、この4年間の締めくくりでありまして、また、議員の皆様も、あとはお辞めに
なる方もいらっしゃると思いますが、お帰りになる方も、多分多数いらっしゃると思いますので、
一区切りとして、ここで皆さんに御支援いただいたことを御礼を申し上げて、御挨拶にしたいと
思います。ありがとうございました。

それでは、6月の定例会は、新しい議員さんになると思いますが、6月12日金曜日を開会予
定といたしております。御報告をいたしておきたいと思っております。

それでは、これをもちまして、令和8年第2回うきは市議会定例会を閉会をいたします。

大変お疲れでございました。ありがとうございました。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 高 木 亜希子

署名議員 高 松 幸 茂